東京大学医科学研究所教職員給与規則

平成１６年４月１日制定
東大医科研規則第４号
沿革

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成１６年医科研規則第１号。以下「就業規則」という。）第２６条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第２条　教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給　与　の　種　類	給与の計算期間	給　与　支　給　日
(1)　俸給 (2)　諸手当 俸給の調整額 管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 教育研究連携手当 住居手当 単身赴任手当 研究代表者等特別手当 看護職員等職務手当	一の月の初日から末日まで	その月の１７日（ただし、１７日が日曜日に当たるときは１５日、１７日が土曜日に当たるときは１６日、１７日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日に当たるときは１８日）
航空手当 死体処理手当 放射線取扱手当 異常圧力内作業手当 山上等作業手当 夜間看護等手当 極地・超高地観測手当 爆発物取扱等作業手当 超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当 宿・日直手当 緊急手術等手当	一の月の初日から末日まで	翌月の１７日（ただし、１７日が日曜日に当たるときは１５日、１７日が土曜日に当たるときは１６日、１７日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日に当たるときは１８日）

オンコール手当 夜間診療等手当 入試手当 学位論文審査手当		
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		夏季及び冬季の別に定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の１７日（ただし、１７日が日曜日に当たるときは１５日、１７日が土曜日に当たるときは１６日、１７日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日に当たるときは１８日）

２　前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

（給与の支払）

第３条　教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）第２４条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

２　前項の給与は、原則として、教職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

３　業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第４条　新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

２　教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

３　教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成１６年医科研規則第２号。以下「勤務時間等規則」という。）第９条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

５　前４項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、教育研究連携手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第５条　教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったとき

は、第２条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1)　退職し、又は解雇されたとき。

(2)　本人が死亡したとき。

（非常時払）

第６条　教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第２条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1)　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2)　本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

(3)　本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

(4)　その他特に必要と認めたとき。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第７条　教職員の給与を減額する場合の勤務１時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

２　第３６条から第３８条までに規定する手当を支給する場合における勤務１時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

３　前項の規定にかかわらず、第３６条から第３８条までに規定する手当を支給する場合における勤務１時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、極地・超高地観測手当又は爆発物取扱等作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務１時間当たりの手当の額（１日単位で支給されるものにあっては、その額を７．７５で除した額）を前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第８条　前条に規定する勤務時間１時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第９条　この規則により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第２章　俸給

（俸給）

第１０条　俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

２　俸給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸並びに俸給月額については、別に

定める。

（俸給表の種類）

第１１条　俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一般職俸給表

イ　一般職俸給表（一）

ロ　一般職俸給表（二）

(2)　教育職俸給表

イ　教育職俸給表（一）

(3)　医療職俸給表

イ　医療職俸給表（一）

ロ　医療職俸給表（二）

(4)　指定職俸給表

２　前項に掲げる俸給表は別に定める。

（新たに採用する者の俸給決定）

第１２条　新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第１３条　従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により１級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第１４条　就業規則第１２条の規定により、下位の級に降格させることができる。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定）

第１５条　教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

（昇給）

第１６条　教職員の昇給は、昇給の時期前１年間における勤務成績に応じて、行うことができる。

（降号）

第１６条の２　教職員の降号は、勤務成績に応じて、行うことができる。

（昇給の時期）

第１７条　第１６条の規定による昇給の時期は、原則として１月１日とする。

第３章　給与の特例等

（休職者等の給与）

第１８条　就業規則第１４条第１項第１号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）のうち、教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第７６条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災法」という。）第１４条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金

支給規則（昭和４９年労働省令第３０号）第３条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

２　教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。

３　教職員が前２項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一疾病によるものが断続的に行われた期間（一の休職から復職した後６月以内に再び休職となる期間に限る。）を合算した期間が満１年に達するまでは、俸給等の１００分の８０以内を支給することができる。

４　教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第１４条第１項第２号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の１００分の６０以内を支給することができる。

５　教職員が就業規則第１４条第１項第３号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の１００分の７０以内（業務上の災害若しくは労災法第７条第２項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、１００分の１００以内）を支給することができる。

６　教職員が東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成１６年医科研規則第１４号）第２条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の１００分の７０以内を、同規程第３条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の１００分の１００以内を支給することができる。

７　休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

８　教職員が東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成２６年３月２７日制定。以下「休業規則」という。）の規定による休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

９　前項の規定にかかわらず、休業規則第１３条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第１項によるものとする。

１０　役員会が別に定める人事制度に基づき、職務に専念する割合を定めた教職員に対する第１０条の規定の適用は、同条の俸給に当該職務に専念する割合を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

第１９条　教職員が勤務しない場合は、第７条１項に規定する勤務１時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、その給与の計算期間のすべてを勤務しない場合には、その期間の俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額を減額して支給する。

２　前項の規定にかかわらず、就業規則第４７条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第１２条の規定により勤務しない時間、同規則第１７条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

ただし、同規則第２２条第５項から第７項までの規定により９０日を超えて特定病気休暇を

承認された日、若しくは試用期間中の教職員が９０日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第４７条の規定する就業禁止の措置により、当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて勤務しない日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。（１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。）

第４章　諸手当

（俸給の調整額）

第２０条　俸給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

２　前項の規定により俸給の調整を行う職その他必要な事項は、別途指定する。

（管理職手当）

第２１条　管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。

２　管理職手当には、勤務が深夜（午後１０時から午前５時までをいう。以下同じ。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（役職手当）

第２１条の２　役職手当は、別に定める大学運営等に係る重要度の高い業務を処理するために置かれる職を占める教職員に支給する。

（初任給調整手当）

第２２条　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された教職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、採用の日から３５年以内の期間初任給調整手当を支給する。

２　在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

（扶養手当）

第２３条　扶養手当は、扶養親族のある教職員で別途指定する者に対して支給する。

２　前項に定める扶養親族は、別途指定する者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

（教育研究連携手当）

第２４条　教育研究連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域及びこれらの当該地域に所在する勤務箇所と教育研究上一体性を有する地域に所在する勤務箇所で、別途指定する地域に在勤する教職員に支給する。

（住居手当）

第２５条　住居手当は、別途指定する教職員に支給するものとする。

（通勤手当）

第２６条　通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃

又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる教職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、前項第１号又は第３号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする教職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた教職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

（単身赴任手当）

第２７条　勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者等（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として本所が認めた者を含む。以下同じ。）と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との均衡上必要があると認めた教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

（航空手当）

第２８条　航空手当は、教職員が航空機に搭乗し、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

（死体処理手当）

第２９条　死体処理手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

（放射線取扱手当）

第３０条　放射線取扱手当は、診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に支給する。

（異常圧力内作業手当）

第３１条　異常圧力内作業手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

（山上等作業手当）

第３１条の２　山上等作業手当は、山上等における別途指定する作業に従事した場合に支給するものとする。

（夜間看護等手当）

第３２条　夜間看護等手当は、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

（極地・超高地観測手当）

第３３条　極地・超高地観測手当は、教職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から教職員に対して極地・超高地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

(1)　南緯５５度以南の区域における南極地域観測に関する業務

(2)　大学院理学系研究科附属天文学教育研究センターに附置されるアタカマ観測所における観測に関する業務

（爆発物取扱等作業手当）

第３４条　爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

第３５条　削除

（超過勤務手当）

第３６条　勤務時間等規則第６条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(以下「時間外勤務時間」という。)に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 125（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び勤務時間等規則第９条に規定する日（以下「休日」という。）に勤務した時間を累計して６０時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

２　前項の規定は第２１条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（休日出勤手当）

第３７条　勤務時間等規則第６条の規定により休日（同規則第１０条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務した全時間（同規則第１０条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 135（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 160）を休日出勤手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して６０時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜において行われた

場合は、100 分の 175）の割合を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

２　勤務時間等規則第１３条及び第１４条の規定を適用される教職員の所定の勤務時間が、同規則第９条第３号から第５号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。ただし、当該休日に相当する休日の日数を他の日に割り振っている場合は除く。

３　前２項の規定は第２１条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（夜勤手当）

第３８条　勤務時間等規則第１３条及び第１４条の規定を適用される教職員のうち、同規則第６条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当りの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第２１条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

（宿・日直手当）

第３９条　宿・日直手当は、教職員が勤務時間等規則第１１条の規定により別途指定する当直勤務を命じられた場合に支給する。

２　前項の勤務は、前３条の勤務には含まれないものとする。

（緊急手術等手当）

第３９条の２　緊急手術等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)　教授、准教授、講師又は助教が、休日又は休日以外の日の午後５時から午前９時までの間において開始した緊急に行う手術その他の診療業務（以下「緊急手術等」という。）に従事した場合

(2)　医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員が、休日又は休日以外の日の午後５時から午前９時までの間において、緊急手術等に伴い別に定める業務に従事した場合

第３９条の３　削除

（オンコール手当）

第３９条の４　オンコール手当は、教職員が緊急の診療業務に対応するため、自宅等に待機を命じられた場合支給する。ただし、第２１条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

２　前項に規定する待機に対して、超過勤務手当及び休日出勤手当は支給しない。

（看護職員等職務手当）

第３９条の５　　（削除）

（看護職員等職務手当）

第３９条の６　看護職員等職務手当は、第１１条第１項第１号（医療ソーシャルワーカーの業務従事者として病院長が指定した者及び看護助手に限る。）及び第３号に規定する俸給表の適用を受ける教職員に対し、業務負荷及び人材確保が困難な状況等に応じ支給する。

（夜間診療等手当）

第３９条の７　夜間診療等手当は、当分の間、裁量労働制が適用される教職員が別途指定する従事時間に診療業務等を行った場合に支給する。

（期末手当）

第４０条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第４２条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第４１条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

２　前条第２項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（期末特別手当）

第４２条　期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項に該当して解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

２　第４０条第２項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

（入試手当）

第４３条　入試手当は、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務の特殊性を考慮し、別途定める業務に従事した場合に支給する。

２　前項の入試手当は、次のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1)　前項に掲げる業務が、所定の勤務時間以外の時間に命じられた場合に超過勤務手当の支給対象となる場合

(2)　前項に掲げる業務に対し、休日出勤手当が支給される場合

（学位論文審査手当）

第４４条　学位論文審査手当は、東京大学学位規則第７条に規定する審査委員会における論文の審査等の業務（同規則第４条第１項に係る論文の審査等に限る。）に従事した場合に支給する。

（研究代表者等特別手当）

第４４条の２　研究代表者等特別手当は、別に定める東京大学研究代表者等人件費制度の適用を希望し、総長の承認を受けた教職員に支給する。

（指定職俸給表適用教職員についての適用除外）

第４５条　第２０条、第２３条、第２５条、第２８条から第３４条、第３６条から第３８条、第４０条及び第４１条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（諸手当の支給額等）

第４６条　第２０条、第２２条から第３４条まで及び第３９条から第４４条の２までの規定により支給する手当の額その他必要な事項は、別途定めるものとする。

第５章　規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第４７条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

（採用時の俸給決定基準を異にする異動の場合の俸給の決定）

２　当分の間、教職員を俸給表の適用を異にすることなく採用時の俸給決定基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

（定年年齢の引き上げに伴う経過措置）

３　当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該教職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該教職員の属する職務の級並びに当該教職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

(1)　一般職俸給表（一）

(2)　一般職俸給表（二）

(3)　教育職俸給表（二）

(4)　医療職俸給表（一）

(5)　医療職俸給表（二）

４　前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

(1)　就業規則附則第３項、第５項又は第６項の規定により期間を定めて雇用される代替教職員

(2)　就業規則第１３条の４に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める教職員

５　就業規則第１３条の３に規定する他の職への配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。）をされた教職員であって、当該他の職への配置換をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第３項の規定により当該教職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、附則第３項の規定により当該教職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

６　前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第３項の規定による当該

俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該教職員の受ける附則第３項の規定による俸給月額」とする。

７　管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める教職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第３項の規定により当該教職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下「第７項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、異動日以後、第７項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

８　前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第３項の規定による当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第７項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける附則第３項の規定による俸給月額との差額」とする。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第２条中の通勤手当に係る改正については、別に定める日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年４月１日における俸給の切替）

２　施行日の前日から在職する教職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成２６年３月３１日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。

（東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則の廃止）

３　東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則（平成１７年医科研規則第２８号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年１月１日から施行する。

（５５歳に達した教職員に対する俸給月額）

２　平成３０年３月３１日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸が職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する俸給の額は、当該特定教職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定教職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該特定教職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表(一)	６級
教育職俸給表(一)	５級
医療職俸給表(一)	６級
医療職俸給表(二)	６級

（５５歳に達した教職員に対する管理職手当）

３　平成３０年３月３１日までの間、特定教職員に対する管理職手当は、当該特定教職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定教職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、その

月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した教職員に関する読替え）

４　平成２２年４月１日前に５５歳に達した教職員に対する前２項の規定の適用については、これらの規定中「当該特定教職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「施行日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（平成２３年４月１日における号俸の調整）

２　平成２３年４月１日において４３歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成２２年１月１日において第１６条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（平成２４年４月１日における俸給の切替）

２　東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成１８年３月３０日制定）附則第２項ただし書の規定による俸給月額を受ける教職員の施行日における俸給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

附　則

この規則は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所給与規則（平成１６年４月１日東大医科研規則第４号）第１１条第１項第２号ロに定める年俸制教育職俸給表の適用を受ける者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

3　この規則の施行日にこの規則の施行の日前に付された任期の末日以前である者に対する前項の規定の適用については、当該任期が満了するまでの間、同項中「支給することができる」とあるのは「支給するものとする」とする。

（平成２６年４月１日における号俸の調整）

4　平成２６年４月１日において４５歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日（以下「調整対象昇給日」という。）において第１６条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成２６年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（平成２６年４月１日において３８歳に満たない教職員のうち、調整対象昇給日に３回昇給した教職員にあっては３号俸（２回昇給した教職員にあっては２号俸、１回昇給した教職員にあっては１号俸）、３８歳以上４０歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に２回以上昇給した教職員にあっては２号俸（１回昇給した教職員にあっては１号俸）及び４０歳以上４５歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に１回以上昇給した教職員にあっては１号俸）上位の号俸（この項の規定に相当する号俸の調整を既に受けている教職員にあっては、当該号俸の調整を考慮した別に定める号俸）とする。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

2　この規則の施行日に在職する教職員（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成１６年４月１日東大医科研規則第１３号）第２条第２項に規定する転籍出向中の者を含む。）には、別に定める額の特例一時金を支給する。

3　前項に規定する特例一時金の支給日は、平成２７年２月１７日とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員（施行日以降に第１４条又は第１６条の２の規定の適用を受けた者を除く。）で、その者の受ける俸給月額が施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成３０年３月３１日までの間、施行日の前日において受けていた俸給月額（東京大学医科学研究所教職員給与規則

の一部を改正する規則（平成２２年１２月１６日制定）附則第２項に規定する特定教職員にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定教職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附　則

１　この規則は、平成２８年3月１日から施行する。

２　この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成１６年４月１日東大医科研規則第１３号）第２条第２項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

３　前項に規定する特例一時金の支給日は、平成２８年４月１５日とする。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２９年1月１日から施行する。

２　この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成１６年４月１日東大医科研規則第１３号）第２条第２項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

３　前項に規定する特例一時金の支給日は、平成２９年２月１７日とする。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１０月１日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第４６条（第４３条に係る部分に限る。）の規定は、平成３０年４月１日以後本学へ入学する者に対する入学者選抜試験に係る業務に従事した者に適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年3月１日から施行する。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

２　平成３０年４月１日において３７歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成２７年１月１日において第１６条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けること

となる号俸の１号俸上位の号俸とする。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所教職員給与規則第２５条の規定の適用を受け住居手当の支給を受ける教職員で、この規則の施行により受ける住居手当の額が施行日の前日において受けていた額から2,000円を超えて減額される場合は、令和３年３月３１日までの間、減額される額は、2,000円とする。

附　則

この規則は、令和２年５月１日から施行し、令和２年１月２７日から適用する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第４６条（第４３条に係る部分に限る。）の規定は、令和２年５月１日以降大学入学共通テストに係る業務に従事した者に適用する。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第２条第１項、第４条第５項、第７条第１項、同条第２項及び第１９条第１項の規定中看護職員等職務手当に係る部分並びに第３９条の５の規定は、令和４年２月１日から適用し、令和４年９月３０日限り、その効力を失う。

3　改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第４６条（第３９条の３に係る部分に限る。）の規定は、令和３年２月１３日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和５年２月１日から施行する。

2　改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第２条第１項、第４条第５項、第７条第１項、同条第２項及び第１９条第１項の規定中看護職員等職務手当に係る部分並びに第３９条の６及び第４６条（第３２条に係る部分に限る。）の規定は、令和４年１０月１日から適用する。

3　改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第４６条（第２４条に係る部分に限る。）の規定は、令和４年１１月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（俸給の切替）

2　この規則の施行日の前日において第１１条第１項第１号から第３号に掲げる俸給表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。ただし、施行日において俸給表又は職務の級を異にする異動（以下「給与異動」という。）をする教職員の新号俸については、当該給与異動がないものとした場合に附則別表の適用による号俸の切替によってその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなし、施行日に当該給与異動が行われた場合に決定される号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3　この規則の施行日の前日において職務の級が一般職俸給表（一）８級以上又は教育職俸給表

（一）５級以上である教職員の新号俸については、その者が施行日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものをした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当の経過措置）

４　改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第４６条（第２３条に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、この規則の施行日から令和８年３月３１日までの間、第１表とあるのは、次表とし、これを適用する。

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

教　職　員	対　象　者	手　当　額
職務の級が一般職俸給表（一）９級以上又は教育職俸給表（一）６級である教職員	満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫	１人につき 11,500 円
職務の級が一般職俸給表（一）８級、教育職俸給表（一）５級又は医療職俸給表（一）８級である教職員	満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫	１人につき 11,500 円
	満６０歳以上の父母及び祖父母、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹、重度心身障害者	１人につき 3,500 円
その他教職員	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	3,000 円
	満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫	１人につき 11,500 円
	満６０歳以上の父母及び祖父母、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹、重度心身障害者	１人につき 6,500 円

附則別表

イ　一般職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新　　号　　俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級

1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							

101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ　一般職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新　　号　　俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24

33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	

83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		

133		129		

ハ　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	

45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		

95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ニ　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新　　号　　俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6

23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			

73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ホ　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38

55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			

105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附　則

この規則は、令和８年３月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成１６年医科研規則第４号。以下「規則」という。）第１１条第２項の規定による俸給表及び第４６条の規定による手当の額その他必要な事項に関して、令和８年１０月１日以降、次のとおりとする。

（俸給表）

第１１条関係

規則第１１条第２項による俸給表は、次のとおりとする。

１　第１１条関係　一般職俸給表

イ　一般職俸給表（一）　　**（令和８年３月１日～）**

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			

35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800			
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200			
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600			
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900			
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200			
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500			
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800			
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100			
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400			
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700			
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000			
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100				
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400				
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700				
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900				
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200				
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400				
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700				
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900				
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200				
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500				
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800				
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000				
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300				
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600				
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800				
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000				
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300				
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600				
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800				
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000				
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300				
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600				
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800				
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000				
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300				
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600				
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800				
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000				
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300					
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600					
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800					
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000					
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300					
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600					
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					

82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
86	266, 200	305, 800	355, 700							
87	266, 500	306, 100	356, 100							
88	266, 800	306, 400	356, 500							
89	267, 100	306, 700	356, 700							
90	267, 400	307, 000	357, 100							
91	267, 700	307, 300	357, 500							
92	268, 000	307, 600	357, 900							
93	268, 300	307, 800	358, 100							
94		308, 000	358, 400							
95		308, 300	358, 800							
96		308, 700	359, 100							
97		308, 900	359, 400							
98		309, 200	359, 800							
99		309, 500	360, 200							
100		309, 900	360, 600							
101		310, 100	361, 100							
102		310, 400	361, 500							
103		310, 700	361, 900							
104		311, 000	362, 300							
105		311, 200	362, 800							
106		311, 500	363, 200							
107		311, 800	363, 500							
108		312, 100	363, 800							
109		312, 300	364, 200							
110		312, 600								
111		313, 000								
112		313, 300								
113		313, 500								
114		313, 700								
115		314, 000								
116		314, 400								
117		314, 600								
118		314, 800								
119		315, 100								
120		315, 400								
121		315, 700								
122		315, 900								
123		316, 200								
124		316, 500								
125		316, 800								

ロ　一般職俸給表（二）　　**（令和８年３月１日～）**

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500

44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	

91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
98	259, 100	277, 200	312, 300		
99	259, 400	277, 400	312, 600		
100	259, 600	277, 700	312, 900		
101	259, 800	277, 900	313, 200		
102	260, 100	278, 100	313, 600		
103	260, 400	278, 400	313, 900		
104	260, 600	278, 700	314, 300		
105	260, 800	278, 900	314, 600		
106		279, 100	315, 000		
107		279, 400	315, 400		
108		279, 600	315, 600		
109		279, 900	315, 800		
110		280, 200	316, 100		
111		280, 500	316, 400		
112		280, 700	316, 600		
113		280, 900	316, 800		
114		281, 200	317, 100		
115		281, 400	317, 400		
116		281, 600	317, 600		
117		281, 900	317, 800		
118		282, 200	318, 100		
119		282, 500	318, 400		
120		282, 700	318, 600		
121		282, 900	318, 800		
122		283, 100	319, 100		
123		283, 400	319, 400		
124		283, 700	319, 600		
125		283, 900	319, 800		
126		284, 100	320, 100		
127		284, 400	320, 400		
128		284, 700	320, 600		
129		284, 900	320, 800		
130		285, 100			
131		285, 400			
132		285, 700			
133		285, 900			
134		286, 100			
135		286, 400			
136		286, 700			
137		286, 900			

２　第１１条関係　教育職俸給表

イ　教育職俸給表（一）　（令和８年３月１日～）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200	580,500
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400	587,500
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900	593,300
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300	598,200
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500	602,100
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200	605,000
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700	607,200
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900	609,200
9	250,600	290,000	366,500	417,300	542,500	
10	252,400	291,900	368,500	418,300	547,700	
11	254,200	293,700	370,500	419,400	552,300	
12	256,000	295,600	372,400	420,500	556,600	
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700	
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500	
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200	
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600	
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600	
18	265,200	308,000	381,600	426,700		
19	266,500	310,700	382,800	427,800		
20	267,900	313,300	384,100	428,900		
21	269,300	315,900	385,400	429,900		
22	270,600	318,300	386,600	431,000		
23	272,000	320,700	387,800	432,100		
24	273,300	322,900	388,900	433,200		
25	274,800	325,100	390,000	434,100		
26	276,400	327,100	391,300	435,200		
27	278,000	329,100	392,600	436,200		
28	279,600	331,100	393,900	437,200		
29	281,000	333,100	395,100	438,100		
30	282,700	335,000	396,400	439,200		
31	284,400	336,900	397,700	440,200		
32	286,200	338,800	398,900	441,300		
33	288,000	340,600	400,100	442,300		
34	289,200	342,500	401,300	443,500		
35	290,400	344,400	402,500	444,600		
36	291,500	346,300	403,600	445,800		
37	292,500	348,000	404,600	446,500		
38	293,500	349,200	405,800	447,400		
39	294,600	350,300	406,900	448,300		
40	295,600	351,300	407,900	449,100		
41	296,400	351,800	409,000	449,900		
42	297,500	352,200	410,200	450,800		

43	298, 600	352, 600	411, 300	451, 600		
44	299, 500	352, 900	412, 400	452, 300		
45	300, 100	353, 400	413, 300	453, 000		
46	301, 100	353, 900	414, 300	453, 900		
47	301, 900	354, 400	415, 300	454, 800		
48	302, 800	354, 700	416, 200	455, 700		
49	303, 800	355, 000	417, 400	456, 600		
50	304, 200	355, 300	418, 700	457, 500		
51	304, 700	355, 600	420, 100	458, 500		
52	305, 100	355, 900	421, 400	459, 400		
53	305, 600	356, 300	422, 200	460, 400		
54	306, 100	356, 600	423, 200	461, 400		
55	306, 400	357, 000	424, 200	462, 300		
56	306, 700	357, 300	425, 300	463, 300		
57	307, 100	357, 600	426, 200	464, 200		
58	307, 500	358, 000	426, 900	465, 100		
59	308, 000	358, 300	427, 700	466, 000		
60	308, 300	358, 700	428, 400	467, 000		
61	308, 600	359, 000	429, 100	467, 800		
62	308, 900	359, 300	429, 900	468, 200		
63	309, 200	359, 700	430, 700	468, 800		
64	309, 600	360, 000	431, 300	469, 400		
65	310, 000	360, 300	431, 900	470, 100		
66	310, 300	360, 700	432, 400	470, 800		
67	310, 700	361, 000	432, 800	471, 100		
68	311, 000	361, 400	433, 200	471, 700		
69	311, 400	361, 800	433, 500	472, 100		
70	311, 700	362, 100	433, 800	472, 500		
71	312, 100	362, 500	434, 100	472, 800		
72	312, 500	362, 900	434, 500	473, 100		
73	312, 800	363, 200	434, 800	473, 400		
74	313, 100	363, 600	435, 100	473, 600		
75	313, 500	364, 000	435, 500	474, 000		
76	313, 800	364, 400	435, 900	474, 300		
77	314, 200	364, 700	436, 200	474, 600		
78	314, 500	365, 100	436, 500	474, 900		
79	314, 900	365, 500	436, 900	475, 200		
80	315, 200	366, 000	437, 200	475, 500		
81	315, 500	366, 500	437, 500	475, 800		
82	315, 800	367, 100	437, 900	476, 300		
83	316, 100	367, 800	438, 200	476, 600		
84	316, 400	368, 400	438, 500	476, 900		
85	316, 700	369, 000	438, 800	477, 200		
86	317, 100	369, 600	439, 100			
87	317, 500	370, 200	439, 300			
88	317, 900	370, 800	439, 600			
89	318, 300	371, 300	439, 900			

90	318, 600	371, 700	440, 200			
91	318, 900	372, 000	440, 400			
92	319, 300	372, 400	440, 700			
93	319, 700	372, 800	441, 000			
94	320, 100	373, 200	441, 300			
95	320, 500	373, 600	441, 600			
96	320, 900	374, 000	441, 900			
97	321, 100	374, 600	442, 200			
98	321, 500	375, 100	442, 500			
99	321, 900	375, 500	442, 800			
100	322, 300	376, 000	443, 100			
101	322, 500	376, 400	443, 400			
102	322, 900	376, 900	443, 700			
103	323, 100	377, 200	444, 000			
104	323, 600	377, 500	444, 300			
105	324, 000	378, 000	444, 500			
106	324, 300	378, 400				
107	324, 600	378, 900				
108	324, 900	379, 400				
109	325, 100	379, 800				
110	325, 400	380, 300				
111	325, 700	380, 700				
112	326, 100	381, 100				
113	326, 400	381, 500				
114	326, 700	381, 900				
115	327, 000	382, 300				
116	327, 300	382, 700				
117	327, 600	383, 100				
118	328, 000	383, 500				
119	328, 400	383, 900				
120	328, 800	384, 300				
121	329, 000	384, 600				
122	329, 200	385, 000				
123	329, 400	385, 400				
124	329, 700	385, 700				
125	330, 000	386, 100				
126	330, 200	386, 600				
127	330, 500	387, 100				
128	330, 800	387, 500				
129	331, 100	387, 900				
130	331, 400	388, 400				
131	331, 700	388, 900				
132	331, 900	389, 400				
133	332, 100	389, 900				
134	332, 400	390, 400				
135	332, 700	390, 900				
136	332, 900	391, 400				

137	333, 200	391, 900				
138	333, 400	392, 400				
139	333, 700	392, 900				
140	334, 000	393, 400				
141	334, 300	393, 900				
142	334, 700					
143	335, 100					
144	335, 500					
145	335, 700					
146	336, 100					
147	336, 400					
148	336, 800					
149	337, 000					
150	337, 300					
151	337, 600					
152	338, 000					
153	338, 200					
154	338, 600					
155	339, 000					
156	339, 400					
157	339, 600					

３　第１１条関係　医療職俸給表

イ　医療職俸給表（一）　（令和８年３月１日～）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		

43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300		
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600		
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800		
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100		
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400		
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700		
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900		
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100		
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400		
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700		
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800			
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500			
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100			
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500			
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800			
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400			
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900			
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400			
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800			
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200			
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500			
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000			
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400			
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800			
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200			
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700				
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900				
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200				
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700				
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000				
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300				
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600				
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000				
86		303, 000	341, 100	362, 300				
87		303, 200	341, 400	362, 600				
88		303, 400	341, 700	362, 900				
89		303, 800	342, 000	363, 300				

90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					

ロ　医療職俸給表（二）　　（令和８年３月１日～）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300

22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800	463, 600
23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600	464, 900
24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400	466, 400
25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000	467, 400
26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700	468, 000
27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500	468, 700
28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300	469, 300
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800	470, 200
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300	470, 900
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800	471, 700
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100	472, 500
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300	473, 200
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400	473, 900
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600	474, 600
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800	475, 400
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100	476, 200
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200	477, 000
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400	477, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600	478, 400
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		

69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900			
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500			
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000			
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300			
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800			
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100			
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400			
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000			
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000			
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
110	306, 500	337, 800	372, 400				
111	306, 700	338, 100	372, 900				
112	307, 000	338, 400	373, 300				
113	307, 300	338, 700	373, 700				
114	307, 500	339, 100	374, 100				
115	307, 800	339, 400	374, 600				

116	308, 000	339, 700	375, 100				
117	308, 300	339, 900	375, 500				
118	308, 500	340, 200	376, 000				
119	308, 800	340, 500	376, 500				
120	309, 100	340, 700	377, 000				
121	309, 400	340, 900	377, 300				
122	309, 700	341, 200					
123	310, 000	341, 500					
124	310, 300	341, 800					
125	310, 500	342, 000					
126	310, 700	342, 300					
127	311, 000	342, 600					
128	311, 400	342, 800					
129	311, 600	343, 000					
130	311, 900	343, 200					
131	312, 200	343, 500					
132	312, 600	343, 700					
133	312, 800	344, 000					
134	313, 100	344, 400					
135	313, 400	344, 800					
136	313, 700	345, 200					
137	313, 900	345, 500					
138	314, 200	345, 900					
139	314, 500	346, 300					
140	314, 800	346, 700					
141	315, 000	347, 000					
142	315, 300	347, 400					
143	315, 700	347, 700					
144	316, 000	348, 100					
145	316, 200	348, 400					
146	316, 400	348, 800					
147	316, 700	349, 200					
148	317, 000	349, 600					
149	317, 200	349, 900					
150	317, 400	350, 300					
151	317, 700	350, 700					
152	318, 000	351, 100					
153	318, 400	351, 400					
154	318, 600						
155	318, 800						
156	319, 100						
157	319, 400						
158	319, 700						
159	320, 000						
160	320, 300						
161	320, 700						
162	321, 000						

163	321, 300						
164	321, 600						
165	322, 000						
166	322, 300						
167	322, 600						
168	322, 900						
169	323, 300						

４　第１１条関係　指定職俸給表

（令和８年３月１日～）

号俸	俸給月額
	円
1	546,000
2	604,000
3	664,000
4	736,000
5	794,000
6	852,000
7	933,000
8	1,006,000
9	1,078,000
10	1,153,000
11	1,224,000
12	1,250,000

（俸給の調整額）

第４６条（第２０条）関係

１　規則第２０条第１項の俸給の調整を行う職は、第１表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

２　俸給の調整額の月額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて第２表に掲げる調整基本額にその者に係る第１表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

３　前項の規定にかかわらず、平成１８年３月３１日から引き続き在職する教職員のうち、その者が受けることとなる調整基本額（この項において「新調整基本額」という。）が同日に適用されていた調整基本額又は同日において俸給の調整額を受ける教職員であったものとした場合に適用されることとなる調整基本額に達しないこととなるものに係る調整基本額は、その差額に第３表の年度欄に掲げる年度の区分に応じ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に新調整基本額を加えて得た額とする。

４　規則附則第３項の規定の適用を受ける教職員に対する第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額)」とする。

第１表

勤務箇所	教　　職　　員	調整数
１　大学院の研究科及び学府等	（１）大学院に置かれる研究科（学府等のこれに準ずるものを含むものとし、以下「大学院研究科等」という。）において、講義、演習、実習又は実験の指導を担当する教授、准教授及び講師	２
	（２）大学院研究科等において、主任として学生に対する研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教	
	（３）大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助教	１
２　医科学研究所（附属病院を除く）	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	１
	（２）（１）に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
３　医科学研究所附属実験動物研究施設	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	１
４　東京大学病院及び医科学研究所附属病院	（１）結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	３
	（２）結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。）、看護師及び准看護師	２
	（３）結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	（４）危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	

	（５）放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	（６）精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	（７）危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	（８）結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（（２）に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	１
	（９）手術部に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
	(10) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(11) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	

備考　平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する助手が、施行日以後、職務の実態として大学院研究科等に在学する学生の指導に従事することが認められる場合は、上記の規定に係わらず、経過措置として調整数「１」を支給することができる。

第２表

イ　一般職俸給表（一）　（令和５年２月１日～）

職務の級	調整基本額
１　級	6,600 円
２　級	8,500 円
３　級	9,600 円
４　級	10,200 円
５　級	10,600 円
６　級	11,200 円
７　級	12,100 円
８　級	12,700 円
９　級	14,300 円
10　級	15,900 円

ロ　一般職俸給表（二）　（令和５年２月１日～）

職務の級	調整基本額
１　級	6,000 円
２　級	7,400 円
３　級	8,500 円
４　級	8,700 円
５　級	9,600 円

ハ　教育職俸給表（一）　（令和７年２月１日～）

職務の級	調整基本額
１　級	9,000 円
２　級	10,500 円

3　　級	11,900 円
4　　級	12,700 円
5　　級	15,000 円
6　　級	16,300 円

ニ　削除

ホ　削除

ヘ　医療職俸給表（一）

職務の級	調　整　基　本　額
1　　級	6,200 円
2　　級	8,000 円
3　　級	9,100 円
4　　級	9,700 円
5　　級	10,500 円
6　　級	11,300 円
7　　級	12,200 円
8　　級	13,800 円

ト　医療職俸給表（二）　（令和６年２月１日～）

職務の級	調　整　基　本　額
1　　級	8,100 円
2　　級	9,400 円
3　　級	9,700 円
4　　級	10,000 円
5　　級	10,400 円
6　　級	11,600 円
7　　級	12,500 円

第３表

年　度	割　合
平成１８年度	１００分の１００
平成１９年度	１００分の７５
平成２０年度	１００分の５０
平成２１年度	１００分の２５

（初任給調整手当）

第４６条（第２２条）関係

１　初任給調整手当の月額は、採用の日又は規則第２２条第２項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じて下表の手当の額欄に定める額とする。この場合において、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は規則第２２条第２項に規定する教職員となった日までの期間が４年（医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する臨床研修を経た場合にあっては６年）を超えることとなる教職員（学校教育法に規定する大学

院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年内の教職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は規則第２２条第２項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

２　初任給調整手当を支給されている教職員が東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成１６年医科研規則第１号。以下「就業規則」という。）第１４条の規定に該当して休職にされた場合及び東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成１６年医科研規則第１４号。以下「研究従事等の研修出向規程」という。）第２条又は第３条の規程により研修出向を命じられた場合における当該教職員に対する下表の適用については、当該休職及び研修出向の期間（規則第１８条第１項、第５項及び第６項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

３　規則第２２条第１項又は第２項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規則第２２条による初任給調整手当及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）に規定する初任給調整手当を支給されていたことのある者で第２項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が３５年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（令和８年３月１日～）

期間の区分	手当の額
1 年未満	52,100 円
1 年以上 2 年未満	52,100 円
2 年以上 3 年未満	52,100 円
3 年以上 4 年未満	52,100 円
4 年以上 5 年未満	52,100 円
5 年以上 6 年未満	52,100 円
6 年以上 7 年未満	50,300 円
7 年以上 8 年未満	48,500 円
8 年以上 9 年未満	46,700 円
9 年以上 10 年未満	44,900 円
10 年以上 11 年未満	43,100 円
11 年以上 12 年未満	41,300 円
12 年以上 13 年未満	39,500 円
13 年以上 14 年未満	37,700 円
14 年以上 15 年未満	36,300 円
15 年以上 16 年未満	34,900 円
16 年以上 17 年未満	33,500 円
17 年以上 18 年未満	32,100 円
18 年以上 19 年未満	30,700 円
19 年以上 20 年未満	29,300 円
20 年以上 21 年未満	27,900 円
21 年以上 22 年未満	27,300 円
22 年以上 23 年未満	26,700 円
23 年以上 24 年未満	25,700 円
24 年以上 25 年未満	25,100 円
25 年以上 26 年未満	24,500 円
26 年以上 27 年未満	23,900 円

27年以上28年未満	23,300円
28年以上29年未満	22,500円
29年以上30年未満	22,200円
30年以上31年未満	21,800円
31年以上32年未満	21,200円
32年以上33年未満	20,300円
33年以上34年未満	19,400円
34年以上35年未満	18,700円

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

（扶養手当）

第４６条（第２３条）関係

１　規則第２３条第１項及び第２項の別途指定する者は、第１表の教職員欄及び対象者欄に掲げる者とし、手当の月額は、教職員及び対象者の区分に応じて同表の手当額欄に定める額の合計額とする。

２　扶養親族となる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、第２表に定める額に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第１表

<table>
<tr><th>教　職　員</th><th>対　象　者</th><th>手　当　額</th></tr>
<tr><td>職務の級が一般職俸給表（一）９級以上又は教育職俸給表（一）６級である教職員</td><td>満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫</td><td>１人につき13,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">職務の級が一般職俸給表（一）８級、教育職俸給表（一）５級又は医療職俸給表（一）８級である教職員</td><td colspan="2">（削除）</td></tr>
<tr><td>満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫</td><td>１人につき13,000円</td></tr>
<tr><td>満６０歳以上の父母及び祖父母、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹、重度心身障害者</td><td>１人につき3,500円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他教職員</td><td colspan="2">（削除）</td></tr>
<tr><td>満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫</td><td>１人につき13,000円</td></tr>
<tr><td>満６０歳以上の父母及び祖父母、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹、重度心身障害者</td><td>１人につき6,500円</td></tr>
</table>

第２表

加　算　額
5,000 円

（教育研究連携手当）

第４６条（第２４条）関係

１　規則第２４条第１項の別途指定する地域は、下表の支給地域欄に掲げる地域とする。

２　教育研究連携手当の月額は、俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域に応じて下表の支給割合欄に定める割合を乗じて得た額とする。

（令和４年11月１日～）

都道府県	支 給 地 域	支　給　割　合
東京都	特別区、三鷹市、西東京市	１００分の１９．５
北海道	北見市、富良野市	１００分の１９．５
岩手県	遠野市、上閉伊郡大槌町	１００分の１９．５
宮城県	仙台市	１００分の１９．５
茨城県	つくば市、笠間市、常陸大宮市、那珂郡東海村	１００分の１９．５
栃木県	日光市	１００分の１９．５
千葉県	千葉市、柏市、鴨川市、君津市	１００分の１９．５
埼玉県	和光市、戸田市、秩父市	１００分の１９．５
神奈川県	三浦市	１００分の１９．５
山梨県	北杜市、南巨摩郡南部町、南都留郡山中湖村	１００分の１９．５
長野県	長野市、松本市、小諸市、南佐久郡小海町、北佐久郡軽井沢町、木曽郡木曽町	１００分の１９．５
岐阜県	飛騨市、高山市	１００分の１９．５
静岡県	浜松市、沼津市、賀茂郡南伊豆町、浜名郡新居町	１００分の１９．５
愛知県	瀬戸市、犬山市	１００分の１９．５
兵庫県	神戸市、佐用郡佐用町	１００分の１９．５
和歌山県	和歌山市	１００分の１９．５
広島県	広島市	１００分の１９．５
宮崎県	えびの市	１００分の１９．５
鹿児島県	大島郡瀬戸内町	１００分の１９．５

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成１９年４月１日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

（住居手当）

第４６条（第２５条）関係

規則第２５条の別途指定する教職員は、下表の教職員の区分欄に掲げる教職員とし、手当の月額は、教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額（下表のいずれの区分にも該当する教職員にあっては、各区分に定める額の合計額）とする。

教　職　員　の　区　分	手　　当　　額

<table>
<tr><td rowspan="3">第１号　自ら居住するため住宅（貸間を含む。第３号において同じ。）を借り受け、月額16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学、他の法人等及び国より貸与された宿舎等に居住する教職員を除く。）</td><td colspan="2">次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</td></tr>
<tr><td>イ　月額27,000 円以下の家賃を支払っている教職員</td><td>家賃の月額から16,000 円を控除した額</td></tr>
<tr><td>ロ　月額27,000 円を超える家賃を支払っている教職員</td><td>家賃の月額から27,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000 円を超えるときは、17,000 円）を11,000 円に加算した額</td></tr>
<tr><td>第２号　第２７条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの</td><td colspan="2">第１号の教職員の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</td></tr>
</table>

（通勤手当）

第４６条（第２６条）関係

１　通勤手当の額は、第１表の対象教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

２　通勤手当（１箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間に応じて別に定める額を返納させるものとする。

一　離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の支給を受けない教職員となった場合

二　通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

三　教職員が月の中途において就業規則第１４条第１項第１号から５号まで（ただし、第４号を除く。）の規定により休職にされ、研究従事等の研修出向規程第２条又は第３条の規定により研修出向を命じられ、東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成２６年３月２７日制定）第２条の規定により育児休業をし、又は就業規則第３９条第４号の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が二以上の月にわたることとなる場合

四　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

３　規則第２６条第１項の教職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。

第１表

対象教職員	手当額
一　第２６条第１項第１号に掲げる者	支給単位期間につき通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相

	当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
二　第２６条第１項第２号に掲げる者	第２表に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額
三　第２６条第１項第３号に掲げる者	前２号に定める額の合計額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が２キロメートル未満のものである場合は、第１号又は前号により算出した額のいずれか高い額
四　第２６条第２項に掲げる者	第１項の規定にかかわらず、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額（ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））及び同項の規定による額の合計額

第２表

教　職　員　の　区　分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である教職員	2,000 円
使用距離が片道５キロメートル以上 10 キロメートル未満である教職員	4,200 円
使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である教職員	7,300 円
使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である教職員	10,400 円
使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である教職員	13,500 円

使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である教職員	16,600 円
使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である教職員	19,700 円
使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である教職員	22,800 円
使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である教職員	25,900 円
使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である教職員	29,100 円
使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である教職員	32,300 円
使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である教職員	35,500 円
使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である教職員	38,700 円
使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である教職員	42,200 円
使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である教職員	45,700 円
使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である教職員	49,200 円
使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である教職員	52,700 円
使用距離が片道 85 キロメートル以上である教職員	55,000 円

（単身赴任手当）

第４６条（第２７条）関係

単身赴任手当の月額は、第１表に掲げる額（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100 キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第２表に定める額を加算した額）とする。

第１表　（平成 28 年 4 月 1 日～）

単身赴任手当の月額
30,000 円

第２表　（平成 28 年 4 月 1 日～）

交　通　距　離	加 算 額
１００ｋｍ以上　３００ｋｍ未満	8,000 円
３００ｋｍ以上　５００ｋｍ未満	16,000 円
５００ｋｍ以上　７００ｋｍ未満	24,000 円
７００ｋｍ以上　９００ｋｍ未満	32,000 円
９００ｋｍ以上　１，１００ｋｍ未満	40,000 円
１，１００ｋｍ以上　１，３００ｋｍ未満	46,000 円
１，３００ｋｍ以上　１，５００ｋｍ未満	52,000 円
１，５００ｋｍ以上　２，０００ｋｍ未満	58,000 円
２，０００ｋｍ以上　２，５００ｋｍ未満	64,000 円
２，５００ｋｍ以上	70,000 円

（航空手当）

第４６条（第２８条）関係

１　規則第２８条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。

一　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

２　航空手当の額は、搭乗した時間１時間につき、教職員の職務の級に応じて第１表の手当額欄に定める額とする。

３　前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度５，０００メートル以上の高空を３０分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項の手当の額は、同項に定める手当額に、当該業務に従事した時間１時間につき同項に定める額の１００分の３０に相当する額を加算した額とする。

４　第１項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前２項の規定により得られる額にその搭乗した日１日につき第２表に定める額を加算した額とする。

第１表

職　　務　　の　　級	手当額
一般職俸給表(一) ２級以上の級及び教育職俸給表(一) ２級以上の級	1,900 円
一般職俸給表(一) １級及び教育職俸給表(一) １級	1,200 円

第２表

加　　算　　額
870 円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300 円）

（死体処理手当）

第４６条（第２９条）関係

規則第２９条の別途指定する作業は、下表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日１日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。ただし、同一の日において、第１号の作業及び第２号の作業に従事した場合にあっては、第２号の作業に係る手当を支給しない。

作　業　の　区　分	手　　当　　額
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が従事する、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業	1,000 円

（放射線取扱手当）

第４６条（第３０条）関係

放射線取扱手当の額は、作業に従事した日１日につき、下表に定める額とする。

手　　当　　額
230 円

（異常圧力内作業手当）

第４６条（第３１条）関係

１　規則第３１条の別途指定する作業は、次に掲げる作業とする。

一　教職員が高気圧治療室内において高圧の下で従事する診療

２　異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間１時間につき、次表に掲げる気圧の区分に応じて同表の手当欄に定める額とする。

第１表

気　圧　の　区　分	手当額
０．２メガパスカルまで	210 円
０．３メガパスカルまで	560 円
０．３メガパスカルを超えるとき	1,000 円

（山上等作業手当）

第４６条（第３１条の２）関係

第３５条の別途指定する作業は、第１表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日１日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第１表

作　業　の　区　分	手当額
教職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として第２表に指定するものにおいて従事する、火山現象に関する現地観測の作業	410 円
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が、勤務環境の劣悪な山上等の演習林として第３表に指定するものにおいて従事する、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業	260 円

第２表

火　山　名	火　山　名	火　山　名	火　山　名
雌阿寒岳	恐山	日光白根山	九重山
十勝岳	岩木山	赤城山	阿蘇山
樽前山	八甲田山	榛名山	雲仙岳
有珠山	十和田	新潟焼山	霧島山
北海道駒ヶ岳	秋田焼山	妙高山	桜島
知床硫黄山	八幡平	弥陀ヶ原	鶴見岳
羅臼岳	岩手山	焼岳	開聞岳
摩周	秋田駒ヶ岳	乗鞍岳	薩摩硫黄島
アトサヌプリ	鳥海山	白山	口永良部島
丸山	栗駒山	富士山	中之島
大雪山	鳴子	箱根山	諏訪之瀬島
恵庭岳	蔵王山	新島	
倶多楽	燧ヶ岳	神津島	
恵山	那須岳	八丈島	
渡島大島	草津白根山	青ヶ島	
吾妻山	浅間山		
安達太良山	御嶽山		
磐梯山	伊豆東部火山群		
	伊豆大島		
	三宅山		

第１表に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するものは、この表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道１，５００メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道４５分以上の地点に所在するもの

（２）通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点までの徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が２，０００メートル以上であり、かつ、その所要時間が１時間以上の区間内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの（第１号に該当するものを除く。）

（３）地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内に所在するもの（第１号又は第２号に該当するものを除く。）

演習林の名称	所　在　地	指定条件
大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林	埼玉県秩父市大滝	
大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林	千葉県鴨川市天津	

	千葉県鴨川市清澄 千葉県君津市黄和田畑 千葉県君津市折木沢	
大学院農学生命科学研究科附属演習林富士癒しの森研究所	山梨県南都留郡山中湖村	（冬期に限る。）
大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	北海道富良野市字東山 北海道富良野市字山部	

備考　指定条件の「冬期」とは、１１月１日から翌年４月３０日までの期間をいう。

（夜間看護等手当）

第４６条（第３２条）関係

１　規則第３２条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。

一　助産師、看護師又は准看護師が従事する、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後１０時後翌日の午前５時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務

二　医療職俸給表の適用を受ける教職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で従事する救急医療等の業務

２　夜間看護等手当の額は、その勤務１回につき、当該各号に定める額とする。

一　前項第１号の業務　第１表に掲げる勤務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額

二　前項第２号の業務　第２表に定める額

３　助産師、看護師又は准看護師（徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員及び規則第２６条第１項第２号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける教職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第１項第１号の業務に係る手当額については、前項第１号の規定にかかわらず、同号に定める額に、第３表に掲げる教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額を加算した額とする。

第１表

勤　務　の　区　分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務（「午後 4 時 00 分～午前 9 時 00 分」勤務の者に限る）	9,450 円
勤務時間が深夜の全部を含む勤務（「午後 4 時 00 分～午前 9 時 00 分」勤務の者を除く）	7,300 円
深夜における勤務時間が４時間以上の勤務	3,550 円
深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満の勤務	3,100 円
深夜における勤務時間が２時間未満の勤務	2,150 円

第２表

手当額
1,620 円

第３表

教　職　員　の　区　分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道５キロメートル未満の教職員	380 円
通勤距離が片道５キロメートル以上 10 キロメートル未満の教職員	760 円
通勤距離が片道 10 キロメートル以上の教職員	1,140 円

（極地・超高地観測手当）

第４６条（第３３条）関係

極地・超高地観測手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日１日につき、教職員の職務の

級に応じて当該各号の表の手当額欄に定める額とする。

（１） 規則第３３条第１号の業務

職　務　の　級	手当額
一般職俸給表（一）７級以上の級 教育職俸給表（一）５級以上の級	4,100 円
一般職俸給表（一）６級、５級及び４級 教育職俸給表（一）４級及び３級	3,100 円
一般職俸給表（一）３級 教育職俸給表（一）２級	2,400 円
一般職俸給表（一）１級及び２級 教育職俸給表（一）１級	2,000 円

備考　越冬して行う業務に従事した場合にあっては、手当額にその１００分の３０に相当する額を加算する。

（２） 規則第３３条第２号の業務

職　務　の　級	手当額		
		業務に従事した日が引き続いて以下の日数を超えた場合	
		３０日	６０日
一般職俸給表（一）７級以上の級 教育職俸給表（一）５級以上の級	2,900 円	4,600 円	6,400 円
一般職俸給表（一）６級、５級 教育職俸給表（一）４級	1,200 円	2,900 円	4,600 円
一般職俸給表（一）４級 教育職俸給表（一）３級		1,200 円	2,500 円
一般職俸給表（一）３級、２級及び１級 教育職俸給表（一）２級及び１級			1,200 円

備考　東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成２４年１２月２０日制定）附則第２項の適用を受ける者が当該業務を行った場合は、教育職俸給表（一）２級にかかる手当額を支給する。

（爆発物取扱等作業手当）

第４６条（第３４条）関係

爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日１日につき、下表に定める額とする。

手　当　額
300 円（作業に従事した時間が４時間に満たない場合にあっては、180 円）

第４６条（第３５条）関係　（削除）

（宿・日直手当）

第４６条（第３９条）関係

１　規則第３９条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。

一　施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び施設内の監視を目的とする当直勤務

二　緊急の医療技術業務等のための当直勤務

三　附属病院での回診業務、その他緊急時対応業務等のための当直勤務

四　動物の医療を行う施設における動物の管理等のための当直勤務

２　宿・日直手当の額は、当直勤務１回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

当　直　勤　務　の　区　分	手　当　額
第１項第１号の当直勤務	6,400 円
第１項第２号の当直勤務	7,000 円
第１項第３号の当直勤務	22,500 円
第１項第４号の当直勤務	10,000 円

３　前項の規定にかかわらず、当直勤務に従事することの予定されている区分に応じた教職員に対して支払われている給与（規則第３６条から規則第３８条までに規定する手当の基礎となる給与に限る。）の１人１日平均額の３分の１の額が手当額を上回る場合は、当該額とする。

（緊急手術等手当）

第４６条（第３９条の２）関係

１　規則第３９条の２第１号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、下表に掲げる業務の区分に応じて同表の定める手当額欄に定める額とする。

業務の区分	手当額
３時間以上の手術又は処置	業務１回当たり 30,000 円
３時間未満の手術又は処置	業務１回当たり 15,000 円

備考　１　該当する業務については、緊急外来又は入院患者の急変に伴うものに限る。
　　２　処置については、診療報酬点数 1,000 点以上のものに限る。

２　規則第３９条の２第２号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、勤務１回につき、下表に定める額とする。

手当額
8,000 円

第４６条（第３９条の３）関係　削除

（オンコール手当）

第４６条（第３９条の４）関係

オンコール手当の額は、待機１回につき、下表に定める額とする。

手当額
3,000 円

（看護職員等職務手当）

第４６条（第３９条の５）関係　削除

（看護職員等職務手当）

第４６条（第３９条の６）関係

看護職員等職務手当の月額は、下表に定める額とする。

（令和７年４月１日～）

俸給表の区分	手当の月額
一般職俸給表（一）	3,000 円
一般職俸給表（二）	3,000 円
医療職俸給表（一）	3,000 円
医療職俸給表（二）	10,000 円

（夜間診療等手当）

第４６条（第３９条の７）関係

規則第３９条の７の別途指定する従事時間は下表に掲げるものとし、手当の額は、１回につき、同表の手当額欄に定める額とする。

従事時間	手当額
午後５時１５分から翌日午前８時３０分までの時間を通じて行う勤務(当該勤務の一部又は全部に対して規則第３７条に定める休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く。)	22,500円

（入試手当）

第４６条（第４３条）関係

規則第４３条第１項の別途定める業務は、第１表又は第２表の業務の区分欄に掲げる業務とし、手当の額は、業務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第１表

大学入学共通テスト、本学第２次学力試験等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分		手　当　額
（１）出題委員		１科目当たり　１４０,０００円
（２）採点委員		１日当たり　１５,０００円
（３）総監督又は総監督補佐		１日当たり　１５,０００円
（４）試験監督者	大学入学共通テストに係るもの	１日当たり　１１,０００円
	本学第２次学力試験に係るもの	１日当たり　１１,０００円 半日当たり　５,５００円
（５）面接担当者		１日当たり　１１,０００円 半日当たり　５,５００円
（６）書類審査担当者		１試験当たり　８,０００円
（７）分封委員		１回当たり　４,０００円
（８）入試実施委員会 外国学校卒業学生等特別選考専門委員会 （削除） College of Design入学選考委員会	委員長又は副委員長	年度当たり　１１０,０００円
	委員	年度当たり　７０,０００円
（９）入試教科委員会	委員長又は副委員長	年度当たり　９０,０００円
	委員（責任者会議の構成員である者に限る。）	年度当たり　６０,０００円
（１０）入試監理委員会	委員長又は副委員長	年度当たり　２０,０００円
	委員	年度当たり　１０,０００円
（１１）その他の委員会	委員長又は副委員長	年度当たり　２０,０００円
	委員	年度当たり　１０,０００円

備考　１　本表は、大学入学共通テスト、本学第２次学力試験、学校推薦型選抜、外国学校卒業学生特別選考又はCollege of Design入学選考に係る業務に従事した教職員に適用する。

２　表中、その他の委員会とは、(８)から(１０)に掲げる委員会に該当しない委員会

のうち、前項に掲げる入学者選抜試験に係るものをいう。

3　(8)に掲げる各委員会に係る手当額には、次のイ及びロの区分に応じ、当該区分に定める業務（当該委員会が所掌する入学者選抜試験に係るものに限る。）の手当額を含むものとする。

イ　入試実施委員会　試験監督者及び分封委員

ロ　イ以外の委員会　総監督又は総監督補佐、試験監督者、面接担当者及び書類審査担当者

第２表

大学院入試等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分	手　当　額
(1)出題者	1試験当たり　１０，０００円
(2)採点者	1試験当たり　３，０００円
(3)試験監督者	1試験当たり　３，０００円
(4)分封責任者	1試験当たり　３，０００円
(5)入試委員長又は副委員長	1試験当たり　３０，０００円
(6)入試委員	1試験当たり　１５，０００円
(7)論文審査委員	1試験当たり　３，０００円
(8)口述委員	1試験当たり　３，０００円

備考　本表は、大学院入試、再入学試験、編入学試験、転入学試験及び学士入学試験に係る業務に従事した教職員に適用する。

（学位論文審査手当）

第４６条（第４４条）関係

学位論文審査手当の額は、審査件数１件につき、下表に定める額とする。

手当額
７，０００円

（研究代表者等特別手当）

第４６条（第４４条の２）関係

研究代表者等特別手当額の一の会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までの間）における総額は、下表に定める額を上限とする。

手当額
4,800,000 円

沿革

東京大学医科学研究所教職員給与規則

体系情報

□　第２編　総務及び人事
　　第３章　就業規則等

沿革情報

◆　平成１６年　４月　１日　制定
◇　平成１８年　３月３０日
◇　平成１９年　３月２６日
◇　平成２０年　３月２５日
◇　平成２１年　３月２６日
◇　平成２１年１２月１７日
◇　平成２２年　３月２５日
◇　平成２２年１２月１６日
◇　平成２３年　３月２８日
◇　平成２４年　３月２９日
◇　平成２４年　７月２６日
◇　平成２５年　３月２８日
◇　平成２６年　３月２７日
◇　平成２６年　７月２４日
◇　平成２６年１２月１８日
◇　平成２７年　３月２６日
◇　平成２８年　２月２４日
◇　平成２８年　３月２３日
◇　平成２８年１２月１５日
◇　平成２９年　３月２２日
◇　平成２９年　９月２８日
◇　平成３０年　２月２２日
◇　平成３０年　３月２０日
◇　平成３０年１２月２０日
◇　平成３１年　３月２２日
◇　令和　元年　９月２６日
◇　令和　２年　１月３０日
◇　令和　２年　３月２６日
◇　令和　２年　４月３０日
◇　令和　３年　３月１８日
◇　令和　４年　３月２４日
◇　令和　５年　１月２６日
◇　令和　５年　３月２３日
◇　令和　６年　１月２５日
◇　令和　６年　３月２１日
◇　令和　７年　１月３０日
◇　令和　７年　３月２７日
◇　令和　８年　２月１９日

◇　令和　８年　３月１９日
◇　令和　８年　９月１７日